

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年6月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について
- 議第 7号 平成24年度作況調査について
- 議第 8号 利用状況調査について
- 議第 9号 「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借解約について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |

17番 廣川哲也 委員	18番 田邊稔 委員
19番 五十嵐俊雄 委員	20番 坂井和弘 委員
21番 阿部銀次郎 委員	22番 野水敏秋 委員
23番 野崎文夫 委員	24番 高山博 委員
25番 佐藤裕雄 委員	26番 阿部新一郎 委員
27番 星野英治 委員	28番 藤田吉則 委員
29番 渡邊一英 委員	30番 原正利 委員
31番 小師勉 委員	32番 目黒伸一 委員
33番 山田佳典 委員	34番 蒲澤正 委員
35番 小林六一 委員	

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	大坂純司
事務局 次長	渡邊博之
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係 主任	堀江定昭

午前9時40分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

ご案内のとおり、今回新たに議会より私どものところへ学識経験者として阿部銀次郎市会議員さんと鶴巻俊樹市会議員さんの2名の選任がされてございますので、ご紹介しておきます。後ほどあいさつもいただきたいと思いますっております。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、出席35名、欠席ゼロで会議は成立します。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、清水委員、33番、山田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前、議会推薦の選任委員が2名、市長から辞令交付を受けられてございます。この方々の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるかどうかお諮りいたします。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、鶴巻委員には議席番号13番、所属部会は第2調査部会と農政対策部会、

また阿部銀次郎委員には議席番号 2 1 番、所属部会、第 3 調査部会と農政対策部会をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

両名の方は、それぞれの席へご着席願いたいと思います。

それでは、議席番号の順で簡単に結構ですので、ごあいさつをいただきたいと思います。1 3 番、鶴巻俊樹委員、その場で結構でございますので。

1 3 番(鶴巻俊樹委員)

この 2 6 日付で選任を受けました鶴巻俊樹でございます。学識とか経験とかを考えると、いずれも少ないのだがなと思いますが、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(野崎会長)

続きまして、阿部銀次郎委員、お願いします。

2 1 番(阿部銀次郎委員)

皆さん、おはようございます。ただいま紹介をいただきました阿部でございます。

先ほど今日の午前 8 時半に市長室におきまして、野崎農業委員会会長さん同席の上で、市長から農業委員の辞令を交付をいただいてまいりました。久しぶりの農業委員ということで少し緊張しておりますが、一生懸命務めさせていただきたいというふうに思っておりますし、私も現役の農業者でありまして、ようやくきのう溝切りが終わりました。農家の気持ちはだれよりもわかっておるつもりでございますが、皆さんの足手まといにならないように一生懸命に職責を全うしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(野崎会長)

どうもありがとうございました。

ここでしばらく休憩に入りたいと思います。

(午前 9 時 5 5 分から午前 9 時 5 8 分まで休憩)

議長(野崎会長)

再開いたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第 1 号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第 1 号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

今月の申請は、1 ページをごらんいただきたいと思います。新規設定 1 件、3, 2 2 6 m²、再設定はゼロ件であります。合計で 1 件、3, 2 2 6 m²であります。

同じページの４７番は、金子新田の農地２筆、３，２２６㎡を新規により６年間利用権設定するものであります。いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第２調査部会長は、坂井会長代理の隣の席に着席願います。

第２調査部会長（８番刈屋一夫委員）

それでは、第２調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第２調査部会では、６月２５日午後３時から厚生福祉会館第２集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午後５時３０分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第１号『農用地利用集積計画について』は、新規設定１件、再設定ゼロ件、所有権移転ゼロ件、合計件数１件、面積にして３，２２６㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第１号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第２号『農地法第３条の規定による許可申請について』を議題といた

します。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、4ページをごらんいただけますでしょうか。競落報告分を含めて7件の申請で、合計3万3,690.72㎡となっております。

それでは、2ページに戻りまして16番から順に説明いたします。

16番は、帯織ほか地内の農地11筆、3,242.9㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

17番は、福島新田地内の農地4筆、268㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

18番は、大谷地地内の農地2筆、1,435㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり29万円であります。

19番は、中新地内の農地2筆、1,200㎡を譲り渡し人が経営規模の若返りを図るため、同一世帯内後継者に使用貸借権を設定するものであります。

20番は、箆場地内の農地47筆、1万1,328.82㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、設定した使用貸借契約の期間が満了するため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を再設定するものであります。

21番は、新堀地内の農地12筆、1万3,294㎡を譲り渡し人が経営規模の若返りを図るため、設定した使用貸借契約の期間が満了するため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を再設定するものであります。

以上6件が今月の申請であります。

また、競落報告が1件ございます。

22番は、田屋地内の農地1筆、2,922㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約51万円であります。また、本件は4月総会の附帯決議によりまして、5月18日付で許可済みでございます。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどのことから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるものゼロ件、使用貸借によるもの3件、合計件数6件、面積にして3万7,680.72㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として1件、2,922㎡の報告がありました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

今月の申請は、7ページをごらんいただけますでしょうか。10件の申請で、合計9,621㎡となっております。

それでは、5ページの1番から順に説明いたしますので、5ページをごらんいただきたいと思います。

1番は、東裏館3丁目地内の土地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場1台分の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万4,000円であります。場所につきましては、特別養護老人ホームうらだての里の南側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

2番は、栗林地内の土地1筆、144㎡を売買により取得し、駐車場4台分と庭の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円であります。場所につきましては、三貫地新田の日吉神社から南西へ250m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しています。

3番は、東大崎1丁目地内の土地2筆、221㎡を売買により取得し、住宅1棟の建

設用地に取得したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、大崎小学校から北側へ400m付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

4番は、上保内地内の土地1筆、285㎡を売買により取得し、住宅1棟の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万7,000円であります。場所につきましては、JRの保内駅から南側へ約300m付近で、農地区分は第3種農地に該当しています。

5番は、上保内地内の土地3筆、194㎡を売買により取得し、建て売り住宅1棟の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、JR保内駅から西側へ500m付近で、農地区分は第3種農地に該当しています。

6番は、今井地内の土地8筆、7,566㎡を当初計画者が事務所、倉庫の建築用地として転用許可を得ましたが、承継人が売買により取得し、資材置き場、重機の駐車場、緑地の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万6,000円であります。場所につきましては、特別養護老人ホーム長和園から西側へ400m付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

7番は、大面地内の土地2筆、231㎡を売買により取得し、住宅1棟の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、大面集落開発センターから北側へ100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しています。

8番は、代官島地内の土地1筆、104㎡は、当初学習塾用地として転用許可を得ましたが、市道側を住宅用地とすることとしたため、計画用地が市道と接しなくなったことから、道路用地として利用したいものです。場所につきましては、代官島集落内の県道塚野目代官島線から南側で第2種農地に該当しております。

9番は、代官島地内の土地1筆、582㎡は、当初学習塾用地として転用許可を得ましたが、一部を住宅用地と道路とすることとしたために、規模縮小して計画を変更したいものです。場所につきましては、代官島集落内の県道塚野目代官島線から南側で、第2種農地に該当しております。

10番は、代官島地内の土地1筆、129㎡を当初学習塾用地として転用許可を得ましたが、承継人が贈与により用地を取得し、住宅用地として利用したいものです。場所につきましては、代官島集落内の県道塚野目代官島線から南側で、第2種農地に該当しております。

いずれも申請の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして10件、面積にして9,621㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、発言をお願いします。

発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、8ページをごらんいただけますでしょうか。2件の申請で276㎡あります。上の欄の6番から説明をさせていただきます。

6番は、石上3丁目地内の農地1筆、243㎡を住宅用地として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校南側200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

7番は、石上3丁目地内の農地1筆、33㎡を工場敷地として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校南西側で200m付近でございます。農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第2 調査部会長（8 番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして276㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、13ページをごらんいただけますでしょうか。17件の申請で、合計3万4,888㎡であります。

それでは、戻りまして9ページの29番から説明をいたします。

議案中の29番から36番は、先ほど事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

37番から説明をいたします。37番は、上須頃地内での農地4筆、841㎡を売買により取得し、駐車場30台分の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、上須頃集落の北側で、中之口川の堤防に面しております。農用地区分は第3種農地に該当しております。

38番は、上須頃地内の農地1筆で、2,750㎡を売買により取得し、事務所、倉

庫1棟、駐車場33台分の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,000円であります。場所につきましては、区画整理事業地の南側隣接地で、北陸自動車道西側50m付近でございます。農用地区分は第3種農地に該当しております。

39番は、新保地内の農地4筆で、2,195㎡を売買により取得し、建て売り住宅7区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円であります。場所につきましては、市道西本成寺西大崎線沿いの碧齒科から南側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

40番は、高屋敷地内の農地1筆、275㎡を賃借権の設定により移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年7月20日から平成24年12月19日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、ホームセンタームサシの西側で、大平川左岸堤防に面しています。農用地区分は農用区域に該当しております。

41番は、森町地内の農地1筆、284㎡を売買により取得し、共同墓地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約7,000円であります。場所につきましては、長禅寺の西側200m付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

42番は、東新保地内の農地21筆、1万6,981㎡を賃借権の設定により取得し、店舗6棟、駐車場346台分と緑地の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅東側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

43番は、上須頃地内の農地4筆、2,268㎡を売買により取得し、宅地造成10区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり1万8,000円であります。場所につきましては、須頃小学校の北側隣接付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

44番は、栗林地内の農地2筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、上林小学校南西100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

45番は、福島新田地内の農地1筆、161㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万6,000円であります。場所につきましては、県道坂井猪子場新田線西側の住宅団地内で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして17件、面積にして3万4,888㎡で、34番、38番、39番、42番、43番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

14番（村山佐喜雄委員）

42番のウオロクさんの件なのですが、これ譲渡人数にして11人なのですが、土地の筆数が21筆で、どこからどの人がどうなっているのかわからないのですけれども、どう解釈すればいいのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局、件数と面積の数が合わない、重複しているということなのですよね。面積より多く出しているという……

事務局（大坂事務局長）

筆数と人数が合わないということですか。

14番（村山佐喜雄委員）

ちょっとどの人が何筆と……まとめて書いてないのでどの人がどの部分なのか。

事務局（大坂事務局長）

今申請書で確認をさせていただきたいと思いますので、しばらくお待ちください。

議長（野崎会長）

しばらく休憩に入ります。

（午前10時15分から午前10時20分まで休憩）

議長（野崎会長）

再開いたします。

事務局（大坂事務局長）

12ページをごらんいただきたいと思います。東新保の〇〇〇〇さんが6筆、〇〇〇〇さんが5筆、それから〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さん、これは共有地になっているのですけれども、1筆、〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが1筆で合計で21筆となっています。

1 4 番（村山佐喜雄委員）

これ面積の順番にね。

事務局（大坂事務局長）

いえ、議案の土地の地番は数字の順番に並んでおりますので、ここの譲渡人と連動はしておりません。

1 4 番（村山佐喜雄委員）

順不同ということですね。

事務局（大坂事務局長）

そうです。機械で入れるものですから、地番のほうは数字の小さいほうから大きいほうに下がっていくという形で出てまいりますので、譲渡人と土地の地番は連動しておりません。

1 4 番（村山佐喜雄委員）

わかりました。

議長（野崎会長）

1 4 番、よろしいですか。

1 4 番（村山佐喜雄委員）

はい、それで結構です。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長、刈屋さん、お戻りください。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地利用集積円滑化事業規程の決定について』を議題といたします。

なお、3番、清水委員は、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前10時23分 3番清水 栄委員退席）

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第6号の参考として、この文書が皆様のところに送られ、もしくは机の上に上がっているかと思しますので、これについて説明を申し上げます。

それでは、議第6号『農地利用集積円滑化事業規程の決定について』説明いたします。

平成24年5月30日付で三条市長から、にいがた南蒲農業協同組合が農地利用集積円滑化団体として農地利用集積円滑化事業を実施するに当たり、農地利用集積円滑化事業規程の変更が必要となり、変更承認に先立ち、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会の意見を7月2日までに求められているものであります。

主な変更内容であります。事業実施地域の範囲の拡大で、新潟市及び燕市を追加したことと、事業実施に当たっての調整などで地域担い手育成総合支援協議会が、三条市では平成23年6月29日に地域農業再生協議会に変わったことによる修正でございます。それから、農地所有者代理事業の事業内容に、戸別所得補償経営安定推進実施要綱の制定で農地集積協力金の交付要件に特定作業委託が含まれたことから、基幹的な農作業の委託を追加したこと、さらに農作業の委託に係る委託料の算定基準を追加したことによるものであります。その他字句の修正をするものでございます。

農地集積協力金の交付要件に特定作業委託が含まれていることから、特定農作業の白紙委任を受けるための字句修正を行うことと、農業者戸別所得補償制度における規模拡大加算等が実施されたことに伴い、範囲を超えた農地の流動化も想定されることから、事業実施地域を拡大するものであります。同一市町村内における農地利用集積円滑化団体の重複は認められていることも申し添えます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、発言のある方、発言を願います。

ないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、この規程を適当と認めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

清水委員の着席をお願いいたします。

（午前10時27分 3番清水 栄委員着席）

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成24年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げますが、ご異

議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第7号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条に規定されている利用状況調査の一部として農地パトロールを実施してきたところですが、この利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第8号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

次に、議第9号『「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について』を議題といたします。

ご承知のように、全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌で、購読料は月600円であります。

当農業委員会におきましても農業委員数の5倍、175部を目標部数としておりますが、現在152部と低迷している状況であります。勧誘は個人のみならず、農業生産法人にも声をかけていただきたいと思います。

そこで、ことしも全委員から、委員1人につき2部以上の普及拡大を図っていただきたいと思います。書類等をお配りさせていただきましたので、ぜひともご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

なお、先日退任された農業委員の方につきましては、全員の方から継続購読申し込みをいただいておりますことをお知らせいたします。

ことしも取り扱い注意をお願いしますが、各地区の購読者名簿を配付しておきましたので、記載者以外の方についての普及拡大をお願いいたします。

なお、申込書の提出は事務局までお願いいたします。

この件につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

5番（熊倉 睦委員）

農業者新聞というのは農業者にとって大切な新聞でありますので、もしできるのであれば、あっせんをされる方、よく名簿とかこれからいろいろ出てくるかと思いますが、こういう方に強制的ではないけれども、お話をさせていただいて、協力をお願いするとい

うことはいかなものでしょうか。

議長（野崎会長）

それは、私もそういうふうに行ってきました。それは各個人でお任せいたしますので、どのような形であろうと、とにかく講読願いをさせていただきたいと思います。

5 番（熊倉 睦委員）

わかりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第 1 号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第 2 号から報第 6 号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

そのほか皆様のほうでご発言がございませんか。

ないようですので、次へ移らせていただきますが、来月の農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内を願います。

農政対策部会長（22 番野水敏秋委員）

来月 7 月 20 日午後 2 時から厚生福祉会館第 2 集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第 3 調査部会長（4 番村井善一郎委員）

来月は、第 3 調査部会の当番でございます。7 月 25 日 15 時 00 分から厚生会館第 2 集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

7 月 20 日に農政対策部会の予定になっております。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして総会を閉会させていただきます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（3 3 番）
